

第2次安平町総合計画 中期基本計画（案）に関する 意見募集 [安平町復興まちづくり計画案含む]

平成29年3月に第2次安平町総合計画基本構想を策定し、『育てたい 暮らしたい 帰りたい みんなで未来へ
駆けるまち』の実現に向けて取組みを進めています。

この基本構想を実現するための中期的な指針として策定している前期基本計画が平成30（2018）年度をもって
終了したことから、令和元（2019）年度から4か年を計画期間とする中期基本計画の策定に向けて進めています。

また、本計画（案）の一部に安平町復興まちづくり計画（案）を位置づけており、平成30年9月6日に発生した
北海道胆振東部地震で被害を受けた地域の社会的機能や経済活動の迅速な復旧を図るとともに、震災を受けて得た
経験や教訓を最大限活かしながら震災を乗り越えていくための基本的な考え方や主要な取組みを掲げています。

つきましては、当計画（案）について、パブリック・コメント手続きを実施しますので、お気づきの点やご意見
をお寄せください。

募集要領

意見募集の対象

第2次安平町総合計画中期基本計画（案）

※本計画（案）の一部に、安平町復興まちづくり計画（案）を位置づけています。

公開する資料と閲覧方法等

①公開する資料：第2次安平町総合計画中期基本計画（案）及び概要

②資料の閲覧方法

- ・総合庁舎（政策推進課）及び総合支所（住民サービス課住民サービスグループ）で閲覧できます。
- ・町ホームページに掲載しています。

※町ホームページをご覧になれない方は郵送などでお届けしますので、下記問い合わせ先にご連絡ください。

意見の提出方法及び場所

備付の提案書（意見記入票）をご利用ください。提案書（意見記入票）と同様の項目を記述している
場合は、任意による書面で構いません。

①持参の場合：総合庁舎（政策推進課）、総合支所（住民サービス課）へ提出

②郵送の場合：〒059-1595 安平町早来大町95番地 安平町役場政策推進課政策推進グループ

③ファクシミリの場合：提案書を政策推進課（FAX 2026）まで送信してください。

④電子メールの場合：提案書を添付またはメール本文等により送信 kikaku@town.abira.lg.jp

※正確な意見内容を把握したいため、お電話による意見は受付しません。

募集期間 11月25日(月)17時15分まで

対象者 ①町内に居住または通勤・通学している方

②町内において事業を行い、または活動を行う個人または法人その他団体

③北海道胆振東部地震により安平町から町外へ避難（みなし仮設住宅等の入居者など）している方

公表及び応答 意見集約後、寄せられた意見と町の考え方について、総合庁舎及び総合支所（窓口）、
町ホームページで公表します。

その他 提案内容について、詳しくお聞きする場合や協議した結果をお知らせする時のため、住所・お
名前・ご連絡先を必ず記載してください。

問合せ 政策推進課政策推進グループ ☎ 2751

町政懇談会を開催します

町では、まちづくり基本条例の理念に沿って、より町民の皆さんが意見を提出しやすい参画形態となる
よう、工夫をしながら町民参画に取り組んでいます。

上記パブリック・コメントのほか、次の日程で開催する町政懇談会において、本計画（案）の概要を説
明しますので、最寄りの会場またはご都合の良い会場にお越しください。

	月日	時間	内容	開催場所
①	11月11日(月)	18時30分～	【話題(予定)】 ・第2次安平町総合計画中期基本計画 ・安平町復興まちづくり計画	安平公民館
②	11月12日(火)			追分公民館
③	11月13日(水)			町民センター
④	11月14日(木)	18時～	・その他	遠浅公民館

※11月14日(木)のみ開始時間が18時からとなっていますのでご注意ください。